

野村不動産グループ生物多様性方針

野村不動産グループの事業活動は、様々な段階で生物多様性や生態系の機能及びサービスに依存し、また影響を与えています。生物多様性に関する課題は事業環境やステークホルダーの生活環境を悪化させるリスクにつながるものである一方、事業活動を通じた生物多様性への取組みは企業成長の機会となり、重要な経営課題として認識しています。生物多様性や自然に関連する課題に対して、事業活動を通じて当社グループ全体で取り組むために、本方針を策定しました。

今後は、本方針を実現するため、具体的な目標期限を定めた実行計画を策定し、その策定と達成状況の評価に際しては、第三者の視点を取り入れ、定期的な事業の見直しに反映させていきます。

方針

- (1) 当社グループは生物多様性が事業に欠かせない重要な基盤であることを深く認識し、その保全に関する国際目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に賛同し、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の達成に向けた行動を促進します。
- (2) 当社グループの事業とサプライチェーンによる生物多様性への依存と影響の把握、及びこれらに由来するリスクと機会の評価と情報の開示を行ない、バリューチェーン全体での生物多様性への負荷を低減させ、自然環境を再生・回復させる取組を、関係するステークホルダーとの連携・協力のもと、推進します。
- (3) 事業活動が及ぼす生物多様性へのネガティブな影響に対しては、回避・低減・代償の優先順位で対策を実施する「ミティゲーション・ヒエラルキー（緩和階層）」の原則を適用します。
- (4) サステナビリティに関する課題が複雑に関連している認識のもと、脱炭素、気候変動適応、サーキュラーエコノミーの推進には、相乗効果とトレードオフがあることを理解し、統合的な視点でこれらの領域の課題解決を目指します。
- (5) 2030年までに、当社グループの木材調達におけるサプライチェーン上での森林破壊・土地転換ゼロを目指します。
- (6) 当社グループの主要事業エリアをもとに重点エリアを定め、重点エリアにおける森、川、街、海等の生態系の健全性と、人々の Well-being を統合的に向上させる「ランドスケープアプローチ*」による社会課題の解決を目指します。また、NbS (nature-based solutions) を最大限活用し、ビジネスを通じたネイチャーポジティブへの取り組みを推進します。
- (7) 生物多様性に関する情報開示を適切に実施し、お客様や投資家、地域住民、行政、NGO 等の幅広いステークホルダーに対する情報提供や対話に努めます。

方針の位置付け・適用範囲

本方針は、当社グループ全体に適用するものとし、当社グループが提供する個別の事業、商品、サービス等における生物多様性に関する戦略と行動を包括的に規定するものと位置付け、社会状況の変化や新たな国際要求に応じて改定します。

策定日

2024年4月4日

* ランドスケープアプローチ：流域の広がりや生態系のつながりを考慮し、事業を展開するエリアだけでなく広域地域や国家レベルでの保全に多様な関係者を巻き込んで取り組むこと